

令和6年度鳥栖市における障害者優先調達推進方針

令和6年7月31日制定

1 趣旨

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、本市の全ての機関が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

本市において調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業所等
 - ア 障害者支援施設
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所
 - イ 重度障害者多数雇用事業所
- (3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

(1) 物品

- ア 印刷物類（報告書、リーフレット等）
- イ 普及・啓発用品類
- ウ 農作物類（花苗、プランター等）
- エ 食品類（加工品含む。）
- オ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 市有施設の清掃業務等
- イ クリーニング
- ウ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

- (1) 年度毎に、前年度の調達実績や当該年度の調達予定を勘案して、当該年度に調達する物品等についての目標を定める。
- (2) 障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに情報提供する。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針を改正するものとする。
- (4) 物品等の契約にあたっては、鳥栖市契約事務規則の定めによるものとする。

7 調達の目標

令和6年度調達目標は、次のとおりとする。

目標額 18,000千円

8 調達方針及び実績の公表

- (1) 本方針を策定又は改正したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度、概要を取りまとめ、市ホームページ等に公表する。